

消防特第 171 号
2 高圧第 18 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁特殊災害室長

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

(公印省略)

石油コンビナート等災害防止法関連法令に規定されている様式上の押印の廃止について (通知)

本日公布及び施行された石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令 (令和 2 年総務省令第 125 号) 及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令 (令和 2 年総務省・経済産業省令第 4 号) により、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 (昭和 51 年自治省令第 17 号) 及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 (昭和 51 年通商産業省・自治省令第 1 号) に規定されている様式上の押印を不要とすることとされました。

この様式上に規定されている押印に関する事項について、運用上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の関係市町村及び特定事業所に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 押印を廃止する手続について

石油コンビナート等災害防止法関連法令の規定に基づき各地方公共団体等に対し提出することとされている申請書、届出書等 (以下「申請書等」という。) のうち、石油コンビナート等災害防止法関連法令の定める様式において、これまで押印を求めていたものについては、押印を不要としたこと。

なお、不要とした押印に代わり、申請者、届出者等の自署を求めることとするものではないことに留意すること。

また、各地方公共団体の条例や規則で定める様式や、法令に基づかないが、各地方公共団体等が独自に提出を求める様式（委任状を含む。）で、押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、同様に取り扱うことが適当であること。

2 電子メール等による申請について

申請書等については、押印の廃止に伴い、電子メール、電子申請システム等（以下「電子メール等」という。）による提出が可能となること。この場合において、必要があると認められる時は、電話等により所要の確認を行うこと。

また、電子メール等による申請等を行う場合において、複数の申請で共通する添付ファイルについては重複して提出を求めないようにすることが適当であること。

なお、申請等を受け付ける各地方公共団体等は、受付アドレスの整備等、電子メール等による受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報することが適当であること。

3 その他

改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令に定める様式については、消防庁HPに掲載することとしていること。

また、本通知により、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた石油コンビナート等災害防止法令関係手続における押印の省略等について（通知）」（令和2年5月15日付け消防特第51号・2高圧第3号）は廃止すること。

<p>(問い合わせ先) 消防庁特殊災害室 担当：勝本、竹中 TEL：03-5253-7524 E-mail:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp</p>
